



発江議第 36 号
平成26年 6月18日

陳情者（代表）

米子市 [redacted]
[redacted] 様

江府町議会議長 川上 富夫



陳情の審査結果について（通知）

平成26年5月27日付をもって提出された陳情書は、本町議会において採択と決定したから通知します。

件 名

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情

理 由

国の責任が明記された肝炎患者の医療費を助成する具体的 制度を制定し、国が責任を持って患者の救済をする必要があると考えるため

平成26年第4回定例会
平成26年 6月16日

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国におけるウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎患者・感染者は全国 350 万人以上いると推定されている。それは主に輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における感染と言われており、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに進行する重大な病気である。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B 型・C 型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、多数の患者が医療費助成の対象から外れている。中でもウイルス性肝炎がより重篤化し、就労困難な状態にある肝硬変、肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に支障を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変、肝がん患者をはじめとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることが出来ない状況にあり、厚生労働省に設置されている肝炎対策推進協議会も実態に即していないとして、その見直しについて指摘しているところである。

平成 22 年 1 月に施行された「肝炎対策基本法」では、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、肝炎患者を救済することを国の責任と定めたが、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。また、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって国におかれては、これらの患者の救済をするため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 16 日

鳥取県日野郡江府町議会